

鎌 土 地 第 109 号 11  
令和 4 年 (2022 年) 3 月 23 日

三本珈琲株式会社  
代表取締役 山本 聰 様

鎌倉市長 松 尾



## 鎌倉市まちづくり条例に基づく大規模開発事業に対する助言及び指導について

鎌倉市まちづくり条例（以下「条例」という。）では、基本理念として「本市のまちづくりは、市、市民及び事業者の相互の信頼、理解及び協力の下に、市民の参画によって行わなければならない。」と定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにしており、事業者の責務として、「事業者は、開発事業等を行うに当たっては、良好な環境が確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない」と定めています。

上記に基づき、令和 3 年 5 月 6 日付けで貴社から大規模開発事業基本事項届出書の提出がありました「工場の増築（倉庫 1 棟）」については、条例の趣旨に沿った事業計画となるよう、次の助言及び指導に即するよう努めてください。

### 1 うるおいのある空間の創出について

当該地の緑化にあたっては、緑の質と量の充実を図ることにより、ゆとりが感じられる緑化空間の確保に併せ、事業区域周辺からの見え方に配慮し、沿道や工場入口付近における修景の工夫を施すとともに、オープンスペースを設置することにより、うるおいの感じられる空間を創出すること。

### 2 環境及びエネルギー面への貢献について

第 3 期鎌倉市環境基本計画及び鎌倉市エネルギー基本計画の趣旨、2050 年に温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指す鎌倉市気候非常事態宣言並びに地球温暖化対策の推進に関する法律を踏まえ、省エネルギーの推進や再生可能エネルギー電気の導入などにより温室効果ガスの削減に努めてください。また、本事業における施設整備においては、脱炭素社会の実現に向け、エネルギーの消費を減らすための建築物の高断熱化や、太陽光発電設備などの発電設備の導入を検討してください。

### 3 ごみの適正な管理について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、事業所で発生するごみの発生抑制、再使用、再生利用、適正処理が行える計画にするとともに、ごみの分別・管理に十分なごみ集積施設の規模（スペース）や配置とするよう検討してください。

### 4 今後の手続及び周辺地域への配慮について

今後、手續が必要となる「鎌倉市開発事業における手續及び基準等に関する条例」等において、引き続き、周辺住民との良好な対話と協議を行いながら計画へ反映し、具体的な公共施設等の整備に係る技術審査については、関係各課と十分な協議を行ってください。

また、地域住民、緊急車両等の通行に支障がないように安全性を考慮した道路通行計画を検討してください。

### 5 その他

工場立地法における特定工場に該当することから、開発事業区域のみならず、工場敷地全体に対する緑地面積及び環境施設面積（緑地、屋外運動場、広場、太陽光発電施設など）の確保が必要となるため、事前に関係各課と十分な協議を行ってください。

以上

事務担当は、まちづくり計画部

土地利用政策課

内線：2826・2827